

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業
プロポーザル実施要領（募集要項）

令和4年9月

柏原市 下水道事業

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業プロポーザル実施要領

本実施要領は、第2期柏原市浄化槽整備推進事業（以下「本事業」という。）において公募型プロポーザル方式により事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 事業目的

本事業は、生活排水の適正な処理を促進し、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的として、公共下水道全体計画区域以外の区域（以下「整備区域」という。）において浄化槽を整備するものである。なお、実施に当たっては、民間事業者のノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置業務並びに設置された浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務（汚泥清掃、収集運搬業務を除く。以下同じ）を市の財政負担の軽減を図りながら効率的な実施を目指すものである。

2 事業概要

(1) 事業名

第2期 柏原市浄化槽整備推進事業

(2) 事業内容

ア 整備区域において、概ね150基の浄化槽の設置を目標とする。

イ 本事業で設置された浄化槽並びに市が寄附を受けた浄化槽の維持管理及び軽微な補修を行う。

ウ 平成25年度から実施し、令和4年度に終了する浄化槽整備推進事業（以下「第1期事業」という。）で設置された浄化槽並びに市が寄附を受けた浄化槽の維持管理及び軽微な補修を行う。

エ 浄化槽の設置に係る本事業への相談や浄化槽の設置を促進するための市民に向けた啓発活動等に対応する住民サービス業務を行う。

(3) 事業期間

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 上限提案金額

292,633,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 担当部署

柏原市 上下水道部 下水工務課

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電話 072-972-1647 FAX 072-973-1502

E-mail gesui-koumu@city.kashiwara.lg.jp

4 プロポーザル参加に関する条件等

(1) 組織形態

ア 応募者は、単独の民間企業又は複数の民間企業等（以下「応募グループ」という。）のいずれかとする。なお、第1期事業の契約者であるSPCにおいては、応募グループとみなすものとする。

イ 応募者は、令和3・4年度柏原市入札参加有資格者名簿において、「土木工事」、「建築工事」、「管工事」のいずれかで登録している者とする。ただし、応募グループにおいては1社以上が上記いずれかで登録している者とする。

ウ 応募者は、選定事業者として基本協定を締結した後、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）に先立ち、特別目的会社（以下「SPC」という。）を株式会社として柏原市内に設立しなければならない。ただし、第1期事業の契約者においては、新たにSPCを設立することは不要とする。

エ 応募グループは、その中の1社を代表企業として本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

(2) 応募者の構成

応募者の構成は、次のアからオまでのすべての要件を満たすものとする。

ア 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、市が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

イ 応募者の構成員以外の民間企業で、本事業開始後、SPCから業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。

ウ 応募者の構成員となった者は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市とSPCとの事業契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、協力企業となることはできる。

エ 応募者の構成員が浄化槽法第2条第7号に規定する浄化槽工事業者の登録を受けているか、浄化槽法第33条に規定する浄化槽工事業の開始届出を行っていること。

オ 応募者の構成員が大阪府浄化槽保守点検業者の登録を受けていること。

(3) 欠格事項

次に該当する者は応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 本市の指名停止措置を受けている者。

ウ 直近1年間において国税は又は地方税に未納の税額がある者。

エ 柏原市暴力団排除条例第2条第6号、第7号若しくは第8号に規定する者又は同上第7号に規定する暴力団の利益になるおそれのある者。

オ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画を認可されたものについては、更生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされ

なかった者とみなす。

カ 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画を認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

(4) 業務執行能力及び財務能力

ア 本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

(5) 留意事項

ア 浄化槽の設置、維持管理業務の実施に当たっては、法令に基づき一定の資格が必要であるが、応募時点で、応募者又は応募グループはその資格の全てを取得している必要はない。この場合、応募者又は応募グループは、提案書において、必要な業務を他に請負わせることにより、自らの責任において当該業務を遂行する能力があることを証明すること。

イ 選定事業者は、事業契約締結までに、SPCを株式会社として設立すること。

ウ 事業者は、事業契約締結後、速やかに本事業推進のために、設置及び維持管理業務に係る基本的な業務分担表を市に提出し、着手までに市の承認を得るものとする。

エ 事業者には、PFI事業の趣旨を理解し、本事業を効率的かつ効果的に実現することが求められることから、浄化槽関係者にとどまらず、浄化槽分野以外の分野からの新規参入者を広く求めるものとする。

5 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり参加申込書等を提出すること。（応募グループの場合は、代表企業はア～コの全てを、構成企業はイ及びエ～キを提出すること。）なお、参加申込書等を受付期間内に提出しても参加資格要件に該当しないと認められた者、また、参加申込書等に不備があった者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式2-1】又は【様式2-2】

イ 会社概要【様式3-1】又は【様式3-2】

ウ 会社概要（協力会社用）【様式4】

エ 定款

オ 印鑑証明書（令和4年9月9日以降に発行したもの）

- カ 納税証明書（令和4年9月9日以降に発行したもの）
- キ 法人登記簿謄本（令和4年9月9日以降に発行したもの）
- ク 損益計算書（直近3年分）
- ケ 貸借対照表（直近3年分）
- コ 応募グループ間の内部協定書（代表企業と構成員との間で、業務分担等について合意、締結した協定書）の写し

(2) 参加申込書受付期間

令和4年9月9日（金）9時から令和4年10月7日（金）17時まで

(3) 提出方法

持参とする。

(4) 提出先

前記3の担当部署

(5) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本1部

(6) 参加資格審査

令和4年10月13日（木）に参加申込書に記載されたメールアドレスに結果を通知するとともに、本市ウェブサイトにて公表する。

6 実施スケジュール

募集及び選定に係る日程は次のとおりとする。ただし、審査等の状況により日程が前後する場合がある。

項 目	予 定
公告（参加申込の受付開始）及び質疑受付開始	令和4年9月9日（金）
プロポーザルに関する説明会の開催	令和4年9月22日（木）
質疑受付終了	令和4年9月28日（水）
質疑回答終了	令和4年10月4日（火）
参加申込の受付締切	令和4年10月7日（金）
参加資格審査の公表	令和4年10月13日（木）
企画提案書受付開始	令和4年10月14日（金）
企画提案書受付締切	令和4年11月11日（金）
プロポーザル審査	令和4年11月28日（月）
選定結果通知	令和4年12月中旬
基本協定の締結	令和5年1月中旬
特別目的会社（SPC）の設立	令和5年1月下旬
契約締結	令和5年2月下旬

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

プロポーザル実施要領及び企画提案書の提出等に関して質問がある場合は、以下のとおり申し出ること。

ア 受付期間

令和4年9月9日（金）9時から令和4年9月28日（水）17時まで

イ 受付方法

【様式1】質問書に必要事項を記入し、電子メールで質問すること。

※電子メール以外での質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

参加申込に関する質問：第2期柏原市浄化槽整備推進事業_参加申込に関する質問

企画提案に関する質問：第2期柏原市浄化槽整備推進事業_企画提案に関する質問

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること

ウ 質問先

前記3の担当部署

※電子メール送信後は担当部署に受信確認の電話を入れること。

(2) 質問の回答

回答は本市ウェブサイトに掲載し、令和4年10月4日（火）17時を最終の更新とする。

※提案者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は本実施要領の追加事項又は修正事項とみなす。

8 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとするものは、以下のとおり企画提案の書類等を提出すること。

(1) 企画提案

ア 提案書表紙【様式6-1】又は【様式6-2】

※代表者印の押印を忘れないこと。

イ 提案書（任意様式）

※別添「提案書の構成」参照

ウ 参考見積書【様式8-1】又は【様式8-2】

※本事業を実施するに当たり必要な費用の総額（内訳書を含む）を記載し、封書にて提出すること。

※内訳書は任意様式を用いること。

(2) 作成上の留意点

ア 企画提案の書類はA4フラットファイルにとりまとめて提出すること。

- イ 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。
- ウ 文字を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- エ 提案書等の印刷の色は任意とする。
- オ 事業者が特定できるような表現や企業名は用いないこと。ただし、正本については企業名等の表記を行うこと。
- カ 使用する言語は日本語とする。

(3) 提出期限

令和4年10月14日（金）9時から令和4年11月11日（金）17時まで

(4) 提出方法

持参とする。

(5) 提出先

前記3の担当部署

(6) 提出部数

- ア 正本1部（代表者の押印のもの）
- イ 副本8部（正本の写し）
- ウ CD-R 1枚（正本をPDF形式で保存したもの）

9 辞退届の提出

本プロポーザルの参加を辞退する者は、速やかに市へ電話連絡の上、辞退届【様式7-1】又は【様式7-2】を前記3の担当部署に直接持参し、提出すること。

10 提案書の審査及び審査結果の通知

(1) 企画審査

柏原市浄化槽整備推進事業公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において企画提案の審査を行う。委員会は企画提案者から提出された「企画提案書」について、プレゼンテーションを経て、評価採点表に基づき得点化し、評価点を算出する。なお、プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書に対して、業務要求水準書の項目等の内容に関する不明瞭な点を確認するために実施する。そのため、プレゼンテーションにおいて、既に提出されている企画提案書に記載のない事項の追加提案は認めず、審査の対象としない。

(2) 候補者及び次順位候補者の選定

委員会は評価点によって評価順位を決定するとともに、最も評価点の高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を候補者として選定する。また、次に評価の高い提案を行った者を次順位候補者とする。ただし、審査の評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。なお、最高点の者が2者以上となった場合は、評価基準の「本事業への基本的な取組方法」の得点が高い提案を

行ったものを候補者とする。また、この場合において「事業への基本的な取組方法」の得点が同点であるときは、委員会に諮って候補者を選定する。

(3) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、前項(1)のとおり、審査の評価点が満点の6割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(4) 審査結果の通知

企画審査を実施した全提案者に対し、参加表明書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

なお、本市ウェブサイト上における公表は「候補者名」とする。

(5) 契約交渉

本市が候補者を選定した後、候補者とPFI事業契約の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、その当該候補者を事業の予定者（以下、「選定事業者」という。）として選定する。

候補者と協議が整わなかった場合は、次順位候補者と協議を行い、協議が整った場合は、当該次順位候補者を選定事業者として選定する。

次順位候補者と協議が整わなかった場合は、事業者選定手続きをやり直すものとする。

1.1 履行すべき事業の要求水準書

本市が選定事業者に要求する業務水準は、別添「業務要求水準書」に記載するとおりである。概ねこの内容が事業契約書に規定されることとなるため、業務要求水準書を満たす内容の提案をすること。

1.2 提案の内容及び条件

本市が応募者に要求する提案書は、別添「提案書の構成」に準じて作成するものとする。

1.3 提案書の評価

提案書の評価については、別添「提案書評価採点表」により評価する。

1.4 契約の概要

(1) PFI事業契約までの手順

本市と選定事業者は、次の手順によりPFI事業契約を締結するものとする。

ア 契約締結に向けての基本協定

選定事業者の選定後、速やかに選定事業者（応募グループの場合はその代表企業）と本市の間で、契約締結に向けて基本協定を締結する。

イ S P Cの設立

選定事業者は、上記協定の締結後、速やかに契約当事者としてS P Cを設立するものとする。ただし、第1期事業の契約者においては、現在実施している事業のS P Cであることから新たにS P Cを設立することは不要とする。

ウ 覚書の締結

P F I事業契約選定事業者によるS P C設立後、速やかに、本市と選定事業者との間で、事業期間中の双方の役割、責任分担について明確化した覚書を締結すること。この際、本市と事業実施のための細目協定の締結が必要になることがある。

エ 業務実施計画書の提出、細目協定書等の締結

契約締結後、事業者は、速やかに本市と協議のうえ、本事業の事業実施計画書を作成し、本市に提出するものとする。

1 5 その他留意事項

- (1) 応募者は、提出書類の提出をもって、業務要求水準書及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 業務要求水準書公表後、本市が公表する資料及び回答書は、業務要求水準書と一体のものとし、以後、公表する資料が業務要求水準書を補完・修正するものである場合は、業務要求水準書よりも優先する。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加表明者又は提案者の負担とする。
- (4) 本市に提出するすべての資料を、応募に係る審査等の目的以外で使用するのではない。ただし、本市は応募者の承諾を得た場合、業務要求水準書に基づき提出される書類は無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は、変更できないものとし、如何に関わらず返却しない。
- (6) 提出された書類は、本市の定めるところにより10年間保管の上、保管期間満了後に処分する。また情報公開請求に対しては、柏原市情報公開条例の定めに基づき処理する。
- (7) 本市が提供する資料を応募者が応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (8) 業務要求水準書に定めるもののほか、募集に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (9) 一提案者からの提案は1案とする。
- (10) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (11) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。
 - ア 本プロポーザルの実施期間中において、前記4のプロポーザル参加に関する条件等を満たさなくなった場合
 - イ 本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
 - ウ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - エ 必要な提出書類が揃っていない場合

- オ 必要事項の未記入及び押印漏れがある場合
 - カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - キ 提案金額の合計（消費税及び地方消費税を含む。）が上限提案金額を超える場合
 - ク 提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合
 - ケ その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合
- (1 2) 本プロポーザルの業務要求水準書は、企画、提案能力のある事業者を選定するものであるため、詳細な仕様は、本市と事業者が協議を行った上で定めるものとする。
- (1 3) 審査に対する異議申立てはできないものとする。